

テレビ特別講義番組制作業務仕様書

1. 業務概要

放送大学学園（以下、「学園」という。）のテレビ特別講義（以下、「番組」という。）の構成・演出・編集等の制作業務を行う。

番組は、各分野で顕著な業績のある者が、それぞれの専門について、自由にあるいはさらに深く掘り下げて講義するものであり、未知の世界を学ぼうとする人、新たな知識を職業・人生に活かしていこうとする人などに対し、幅広く学習の機会を提供することを目的として制作・放送するものである。

請負事業者は、学園が示す計画に基づき、学園プロデューサー等と連絡・協議を行いつつ連携をとり、番組制作業務を遂行する。

2. 請負期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 31 日

3. 制作する番組・本数・概算所要経費

別紙のとおり

4. 番組制作業務の具体的内容、手順

1) 放送番組の演出

・出演講師、学園プロデューサー等と打合せによる内容原案を元に、演出方法及び内容を策定、実施

2) 内容検討・番組進行表の作成

・番組全体の構成案（項目、配列、時間、配分）策定
・映像・音声素材等の選定（ビデオ・写真・コメント等）
・出演者との内容・スケジュールの交渉（講師・ゲスト等）
・ロケーション先の下見、選定

3) ロケーション（国内）の実施と編集

・ロケーション（国内）に必要な要員の手配、機材の準備及びロケーションの実施
・出演者のヘアメイク及び衣装の手配
・ロケーション実施後の映像・音声の編集等、後処理

4) 番組の素材資料の収集と作成

・動画・静止画・図版等の収集および作成。なお、資料の収集にあたっては学園が推奨する素材（AFP）を優先的に選択する。

5) 請負事業者による「放送大学学園著作物利用規程」に基づく権利処理（音楽等一部を除く） 処理にあたっては、以下の点に留意のこと。

・学園講師以外の出演者から、承諾書を受領すること。（出演料の支払事務は学園が実施）
・上記 4) の素材資料の放送（マルチ編成含む）等利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理
・放送（地上及び衛星、CATV による同時再放送を含む）・国内 CATV による再放送（無償番組提供に対応のこと）・インターネット配信（学園の HP 上での公開。ただし、ダイジェスト動画においては、ユーチューブ等外部 HP 上での公開にも対応のこと）・学習センター等への DVD 配架等の番組の二次利用に関わる著作権等の調査、確認及び権利処理
・権利処理及び利用した素材（音楽及び上記 3) 等に伴う出演者並びに上記 4) 含む）等の記録

報告

6) 美術セットの調達と操作

- ・ 大道具・小道具、生花木の調達及び操作

7) タイトル、テロップ・パターンの制作等

- ・ タイトル、テロップ・パターンのデザイン及び制作
- ・ CG・アニメーションの作成及び操作

なお、テレビ特別講義の開始タイトル及び終了タイトルの表示方法は、「放送大学学園放送番組編成要領」によるものとする。

番組のダイジェスト動画の開始タイトル及び終了タイトルの表示方法は、別途学園プロデューサー等の指示に従うものとする。

8) 番組の試写

- ・ 学園プロデューサーによる完成前試写及び指示に応じた修正作業

9) 放送用台本の作成、印刷

- ・ 放送用台本の作成及び印刷

10) 音響効果

- ・ 番組に関わる選曲および効果音制作等

11) スタジオ収録及び収録時の副調整室指揮

- ・ スタジオ収録に関わる各種伝票処理
- ・ 出演者・技術スタッフとの収録打合せ
- ・ ドライ、カメラリハーサル
- ・ 学園プロデューサー等の検査後、テープ・ディスク等引渡し

12) 後処理、手直し等

- ・ 資料の整理
- ・ 伝票の整理
- ・ 番組制作に使用した素材テープ等の入庫整理
- ・ 手直し

13) 上記各項目の業務遂行のために必要な打合せ参加

5. 番組制作業務に必要と想定される職種及び人数

請負事業者は、学園プロデューサーと協議のうえ、当該業務を適切に遂行できるよう各業務内容に応じ必要な専門知識を有する者を手配するものとする。

6. 学園施設・機器等

- 1) テレビスタジオ、ECS、MA ルーム、編集室及びその設備（スタジオセット、ノンリニア編集機等スタジオ付属設備）
- 2) 収録、編集業務に必要な技術要員は、学園で措置する。
- 3) 完成素材収録用記録媒体、制作作業用記録媒体、考査・試写用メディアは必要な数を貸与する。

7. 記録媒体等

学園が使用する記録媒体は XDCAM メディアであり、記録媒体の学園外への持ち出し及び学園への持ち込みについては、全て XDCAM メディアで対応すること。

8. 学園への納入物品の取扱い

完成物等は、平成31年3月28日までに放送部企画管理課に納品し、学園職員による検査を受ける。

- 1) 番組1本につき、放送用本番素材記録 XDCAM メディア (1本)、放送用予備録 XDCAM メディア (1本)、クリーンピクチャー収録 XDCAM メディア (1本)、マスター用 XDCAM メディア (2本[うち1本は番組のダイジェスト動画用とする])、ロケーション時の記録媒体
- 2) 番組1本につき、番組考査試写用 DVD-R (1本)
- 3) 番組1本につき、制作台本 (必要部数[番組のダイジェスト動画用を含む])

9. 番組制作業務完了等の報告

請負事業者は、番組完成後「番組制作業務完了報告書」、「著作権処理業務完了報告書」及び「楽曲使用報告書」を放送部企画管理課に提出し、学園職員による検査を受ける。

「番組制作業務完了報告書」、「著作権処理業務完了報告書」及び「楽曲使用報告書」は1番組ごとに作成するものとする。

10. 請負代金の請求・支払

請負事業者は、8及び9の検査に合格したときは、1番組分をとりまとめて、請負代金を学園に請求する。

学園は、適法な請求書受理後、40日以内で財務部経理課から支払うものとする。

11. 著作権の帰属等

- 1) 制作した番組に関する著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。) は学園に帰属する。
- 2) 番組は、学園の著作名義で公表する。
- 3) 学園は、番組等及び関連素材を必要により改変して使用することができる。
- 4) 上記各項目は、許諾を得た第三者の権利の帰属に影響を及ぼさない。

12. 業務内容の変更等

- 1) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負事業者の責任において履行するものとする。
- 2) 予期することができない状態の発生など、業務内容を変更せざるを得ない場合には、学園と請負事業者が協議の上で、業務内容を変更することができる。
- 3) 業務内容が変更された場合には、請負代金についても協議の上、変更することができる。

13. 安全の確保

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、請負事業者の従業員を直接指揮命令する者 (以下、「現場責任者」という。) を必要に応じて1名以上選任し、任務に当たらせるものとする。
- 2) 現場責任者は、業務の実施の過程における安全対策について、請負事業者の従業員およびその指揮下にある全てのスタッフの安全確保に十分取り組むとともに、徹底を図る。

14. 業務の再委託等

- 1) 請負事業者は、業務の実施にあたり、業務の全部について、一括して第三者に請負わせたり、一括して第三者に再委託してはならない。
- 2) 業務の一部を第三者に対して、請負わせたり、再委託をする場合、請負事業者はあらかじめ、所定の事項について、学園に申請した上で、承認を得なければならない。

別紙

制作する番組・本数・概算所要経費

特別講義 1 講義 1 番組 (1 番組 45 分×1 本)

No.	分類	講義題目名	放送（ネット配信含む）期間	概算所要経費（税込）
1	自然科学	摩擦の世界	6 年	2,000 千円

告知用動画 1 講義 1 番組 (1 番組 1 分×1 本×1 番組分)

	内容	概算所要経費（税込）
告知用動画	放送やネット配信等で利用する 1 分間程度の告知用動画。	各特別講義の概算所要経費（税込）に含む